

宮城教育大学附属中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本理念・学校の責務

（基本理念）

いじめは人間の尊厳を踏みにじる深刻な人権侵害であり、子どもの健全な発達を妨げるものであることを認識し、その未然防止、早期発見、そして迅速かつ適切な対応に努めます。

いじめの兆候を見逃さず、すぐに解決に向けて行動することを徹底し、被害を受けた子どもの視点に立った支援を行い、誰もが安心して過ごせる学校の実現に努めます。

（学校及び職員の責務）

学校および教職員は、基本理念に基づき、生徒の保護者や関係者と連携しながら、学校全体としていじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応に取り組む。また、生徒の生命および心身の安全を最優先に位置づけ、生徒・保護者・地域社会と協働し、いじめのない学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等のための組織体制

深刻化するいじめ問題の実態を把握しいじめの未然防止と解決のための総合的な対策の推進を図るため、宮城教育大学附属中学校いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という）を設置する。構成、運営については、「宮城教育大学附属中学校いじめ対策委員会規程」に定める。

4 いじめ未然防止に関する取組

- ① 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒がコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ③ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ④ キャリア部（道徳・特別活動担当）を中心に、道徳科や学級活動の授業、生徒会活動、サークル活動等を通して、集団の一員として互いを認め合う共感力を育み、自己肯定感を実感させる取組を計画的に行う。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報モラルや情報リテラシーに関する授業を行う。
- ⑥ 「学校いじめ防止プログラム」を別に定める。

5 いじめの早期発見に関する取組

- ① 「学校生活アンケート」を原則として毎月実施し、必要に応じて個別面談を実施する。また、生徒指導担当者会を通して全教職員で情報を共有するとともに、いじめと思われる事案があった場合は、対策委員会を設置して対応を協議する。
- ② 生徒・保護者との定期的な面談として、教育相談を年に2回実施するとともに、必要に応

じて生徒・保護者との面談を設定する。

- ③ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口を設置し、体制の整備を行う。
- ④ 生徒指導担当者会を定期的実施し、教職員間で共通理解や指導・支援の在り方の検討を行う。
- ⑤ 早期発見を徹底するための「セルフチェックシート」を全職員で、原則、年2回実施する。

6 いじめを認知した場合の対応

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、すみやかに対策委員会委員長へ事実を報告する。いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また、必要に応じて委員会を開催し、対応策を検討し、すみやかに対応する。
- ③ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための対策が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ④ いじめに関する調査等の内容については、統一のフォーマットで記録し、法的リスク管理の観点から、20年保存する。

7 重大事態への対応

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（欠席日数が年間30日間を目安とする。また、目安にかかわらず迅速に調査に着手する場合がある。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、迅速に対処する。
- ② 重大事態が発生した旨を、すみやかに対策委員会委員長へ報告する。
- ③ 附属学校運営委員会いじめ防止等連絡協議部会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ④ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、本大学び所轄警察署等と連携して対処する。
- ⑦ 再発防止策の検討と実施を徹底する。

8 関係機関との連携

- ① スクールカウンセラー、SSW、警察、児童相談所等と、いじめへの対処に関し連携して対処する。

9 学校評価・教員評価

- ① いじめの有無やその多寡のみを評価しない。
- ② 実態把握の状況把握と目標等の立案、目標に対する具体的な取組状況と達成状況を評価する。
- ③ 組織的な取組と結果、改善と実施について評価する。
- ④ 学校評価においても、評価項目を設ける。
- ⑤ 教職員の研修においては、「学校いじめ防止プログラム」に基づいて実施する。

平成26年 3月31日 制定
平成28年 4月 1日 一部改正
令和 6年 4月 1日 一部改正
令和 7年 4月 1日 一部改正
令和 7年 8月 1日 一部改正